

# 甲種漁港施設（見島漁港環境整備施設）の管理に係る事業計画

## 1 施設の管理運営に当たっての基本方針

見島漁港内の宇津地区に整備された当該施設（スポーツ広場、人工海浜、多目的広場）は、見島漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境の形成を目的に整備されたものであり、地域住民・都市住民との交流を通じて地域が一体となり、漁村の活性化を図り、健全な漁村づくりの向上に資するよう適正な管理運営の確保に努める。

## 2 施設の管理運営に係る業務の実施方針

### (1) 管理運営体制

萩市農林水産部農林水産整備課において管理業務を所管し、施設の維持管理業務については引き続き山口県漁業協同組合（見島支店 宇津支所）に再委託を行う。

### (2) 職員の配置・研修計画

萩市農林水産部農林水産整備課、山口県漁業協同組合（見島支店 宇津支所）において必要な職員の配置・研修を行う。

### (3) 業務の実施方針

#### ア 使用許可等関係事務

スポーツ広場、多目的広場の利用について必要となる利用の届出に関する業務は、山口県漁業協同組合（見島支店 宇津支所）において処理する。

#### イ 施設運営関係事務

苦情、施設の問い合わせ及び緊急時の対応は、山口県漁業協同組合（見島支店 宇津支所）において処理するとともに萩市農林水産部農林水産整備課にて報告を受ける。

#### ウ 利用料金関係事務

多目的広場のシャワー設備（6基）の利用料金については、1回につき実費を勘案して指定管理者が定める額とされているが（山口県漁港管理条例別表第2）、令和3年3月31日付けで知事の承認を受けた1回・1分につき100円で設定する。

利用料金の徴収は維持管理業務として山口県漁業協同組合（見島支店 宇津支所）において処理する。

#### エ 維持管理関係事務

維持管理関係業務として山口県漁業協同組合（見島支店 宇津支所）において処理する。

### (4) 利用者に対するサービスの向上

地元漁業者はもとより、地域住民や島内への観光客にも利用される施設として、適正な管理運営の確保に努める。

### (5) 個人情報の管理

萩市の機関が取り扱う個人情報の保護については、萩市個人情報保護条例（平成17年3月6日萩市条例第30号）により所要の規定を設けており、管理上入手した個人情報の厳正な取扱いに努める。

### (6) 緊急時の対応

事故、災害発生時は直ちに山口県漁業協同組合（見島支店 宇津支所）を通じて萩市農林水産部農林水産整備課において対応するとともに速やかに県に通報する。

## 3 その他

なし